

北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議

北朝鮮は、令和4年10月4日午前7時22分頃、北朝鮮内陸部より弾道ミサイルを東方向に向けて発射した。当該弾道ミサイルは、青森県付近の我が国上空を通過した後、午前7時44分頃、太平洋上の我が国排他的経済水域外に落下したものと推定されている。

北朝鮮は、今年に入ってから弾道ミサイルを21回以上発射し、高い頻度で挑発的な行動を実施している。これらの行為は弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も行わないよう北朝鮮に義務づけた国連安全保障理事会決議に明らかに違反する。

また、今回の我が国上空を通過する形で弾道ミサイルを発射したことは、我が国の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であるとともに、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、国際社会全体にとって深刻な挑戦と言わざるを得ない。加えて、事前の通報なくして、かつ我が国上空を通過するような形で弾道ミサイルを発射することは、航空機や船舶はもとより、上空を弾道ミサイルが通過した地域においては、住民の安全確保の観点からも極めて問題であり、断じて容認することはできない。

よって、本県議会は、今回の弾道ミサイル発射を含め、北朝鮮の一連の挑発行為に対して断固として抗議する。

以上、決議する。

高 知 県 議 会